

人権さんだ

7 月号

令和6年(2024)

No.544

“社会を明るくする運動”

《問い合わせ》
健康福祉部 人権共生推進課
TEL : 559-5148 FAX : 563-7776
E-mail : jinken_u@city.sanda.lg.jp

更生ペンギンのホゴちゃん(左)とサラちゃん(右)立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない幸せな社会を願う心優しいペンギンです。チャームポイントは胸の「生きるマーク」。更生保護のマスケットキャラクターとして、法務省保護局の公式X(旧ツイッター)やパンフレットに登場したり、各地の社会を明るくする運動の行事にも参加したりするなど、様々な場面で活躍しています。



三田市保護司会と三田市更生保護女性会の皆さんの手作りです。

地域全体で取り組む

立ち直り支援

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の実現に向けて、より多くの人に更生保護活動の内容やその大切さを理解してもらうための取り組みです。更生保護とは、罪を償い再発しようとする人たちの立ち直りを支援し、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ仕組みです。一人ひとりが更生保護について理解し、それぞれの立場から多様な関わり方をすることで立ち直り支援の輪が広がっていきます。更生保護を近くで見守る保護司や、「就労」と「見守り」の両方を担う協力雇用主などの更生保護ボランティアだけでなく、理解を深め見守る地域住民も立ち直り支援の担い手です。

今号では、「地域全体で取り組む立ち直り支援」をテーマに、長年活動されている三田市保護司会の人にお話を伺いました。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

Q 保護司とは？

A 保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるボランティアです。社会的希望や時間的余裕があること、生活が安定しており活動力を有することなどの条件のもとに、法務大臣からの委嘱を受け活動しています。保護司は地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか生活環境の調整、「社会を明るくする運動」を始め地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める犯罪予防活動などを行っています。



保護司のクジラ先生

Q 保護司として活動する中で大切にしていることは何ですか？

A 保護司として活動を重ねる中で大切にしていることは多数ありま

すが、その中でも「守秘義務」と「対象者に対する傾聴」については、特に意識しながら活動しています。保護司は元々、保護司法の中で、職務上知り得た秘密の保持について定められています。それ以前に対象者との信頼関係を築くという観点から、守秘義務を徹底することは必要不可欠です。守秘義務を堅く守るといふ前提があることで、対象者が安心して話をするに寄り添ったサポートを行うことができます。

対象者によっては、自分から話をしにくい人や、なかなか心を開いてもらえない人もいるため、焦らずに時間をかけて丁寧に寄り添うことで、その人との距離感を縮めていけるように努めています。人によって向き合い方も様々で、どのような対応がその人にとって適しているのか悩むこともありま



サラちゃん

すが、気持ちを込めてその人と接することが大切だと思います。

Q 立ち直り支援を行ううえで必要だと思うことは何ですか？

立ち直り支援を行ううえで必要だと思うことは何ですか？

A 保護司はボランティアであり、特別な資格は必要とされません。保護観察官や専門機関などの協力を得ながら活動しています。近年では特に、罪を犯す背景が多種多様化しており、生活困窮や認知症、依存症など様々な要因が複雑に絡みあっています。そのため、保護司だけで立ち直り支援を行うのではなく、対象者が悩みを抱えた際に誰かに相談できるように、また、保護観察期間終了後も支援者とのつながりを持てるように、医療や福祉など複数の専門機関が連携し支援する環境づくりが重要です。

そのような連携支援ネットワークを構築することが、対象者への息の長い立ち直り支援となり、再犯防止につながります。今後更に関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことで、地域全体で立ち直りを見守ることが必要だと考えます。

Q 立ち直り支援に向けて地域住民として取り組めることはありますか？

立ち直り支援に向けて地域住民として取り組めることはありますか？

A 立ち直り支援は地域の協力が不可欠です。「心配してくれる人がいる」「気にかけてくれる人がいる」そのように感じられることで、もっと自分自身を大切にしようと思うことができます。

まずは身近な人に対して、偏見の目で見るのではなく相手の目線に立って考えること。犯罪や非行をした人に限らず全ての人に対して、相手に寄り添った考え方をすることで、地域全体の風通しも良くなり、犯罪の予防につながるのではないのでしょうか。



ホゴちゃん

編集後記

今回取材させていただいた中で、保護司の皆さんがどれほど対象者への寄り添いを大切にしているか、また、対象者が再び罪を犯すことなく地域で暮らしていることをどれほど幸せに思っているか強く感じました。核家族化や地域コミュニティの弱体化によって人と人とのつながりが希薄化し、他者との関わりを感じにくい社会になりつつある中で、一人一人が身近な人に対して関心を持ち、思いやりの心を養うことができれば、住民同士で支え合う温かい地域を築くことができるのではないのでしょうか。

想う、

ときには足をとめ。

誰だって、すぐには本音を話せない。
誰だって、すぐには希望を抱けない。
誰だって、すぐには変わることができない。

でも、たとえ時間がかかっても、
たとえ過去にあやまちがあっても、
誰かと一緒になら希望はある。

声をかけ、背中を押し、
あきらめずに寄り添い続ける。
信じて待つ人の存在は、
立ち直りへの大きな力になるだろう。

私たちの「待つ時間」は、
きっと誰かの「変わっていく時間」。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第74回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」
毎月1回・再犯防止啓発月間です。

説明 しゅめい

検索



人権擁護委員の表彰

近畿人権擁護委員
連合会長からの表彰



▲三輪 剛敏さん



▲大久保 新一さん

全国人権擁護委員
連合会長からの表彰



▲梶本 美智子さん

長年にわたり、人権に関する相談や人権教室の開催などの啓発活動を通し、人権のまちづくりを推進されるなどの功績に対して、表彰を受けられました。

人権さんだアンケート

ご感想や今後取り上げてほしいテーマをお寄せください。



令和5年度 人権ポスター・標語受賞作品



ゆりのき台小学校4年(前年度)
益岡 優愛さん

● どうしたの？
● あなたの力に
なりたくて

藍中学校PTA
野村 恵子さん

くらしの人権相談

TEL 559-5062 FAX 559-5063

月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)

専門相談員による性的マイノリティ特設電話相談(予約)

TEL 559-5062 FAX 559-5063

月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)

※専門相談員との相談日は予約後に調整

人権擁護委員による定例人権相談(予約)

TEL 559-5148 FAX 563-7776

《次回相談日》7月25日(木) 13時～16時

令和5年度
ラブピース4コマまんが受賞作品
「一人じゃないんだよ」



松が丘小学校2年（前年度）
中村 心香 さん

平和を考える市民のつどい

◆プログラム：

- ・ 平和を考えるアニメ映画
- ・ 三田青少年少女合唱団による平和の歌
- ・ 平和を考える講演 「ロシア・ウクライナ戦争の背景と日本、そして兵庫」
岡部 芳彦さん（神戸学院大学経済学部教授）

手話・要約筆記あり

【プロフィール】 1973年生まれ 兵庫県出身
神戸学院大学経済学部教授、ウクライナ研究会会長、博士
（歴史学）、博士（経済学）
政治・文化・経済などのウクライナ研究、特に日本・ウク
ライナ交流史が専門。
ウクライナ内閣名誉章、最高会議章、ウクライナ大統領付
属国家行政アカデミー名誉教授などを授与される。



◆開催場所：三田市総合福祉保健センター（多目的ホール）

◆日時：8月4日（日）13：30～16：00

◆会場定員：先着200名

◆申込方法：<https://logoform.jp/form/hyogo-sanda/614525>
または右記二次元コードからお申込みください。



◆その他：電話・FAXでのお申込みも可能です。

一時保育の申し込みは7月26日（金）までにお申込みください。

◆問い合わせ：平和を考える市民のつどい実行委員会（事務局：人権共生推進課）
TEL：559-5148 FAX：563-7776



「ラブピース」
4コマまんが
コンテスト

三田市人権を考える会マスコットキャラクター「ラブピース」

日常生活の中での「あたたかさ」「やさしさ」
「ほのぼのとした雰囲気」が伝わる「人間愛」を
豊かな感性でとらえた作品を募集します。

応募期間 7月22日（月）～9月5日（木）

<部門> 小学校低学年の部、小学校高学年の部、
中学校の部、高校・一般の部

<賞> 図書カード
特選（5000円分） 優秀賞（3000円分）
入選（1000円分）

《問い合わせ》 三田市人権を考える会事務局
TEL：559-5148 FAX：563-7776

ぼしゅう
募集

人権標語



令和6年度「人権のまちづくりをすすめる市民運動」

市では、家庭においても人権意識の高揚を図り、
差別解消に向けて実践力を高めるため、広く市民か
ら人権標語を募集します。

応募期間 7月22日（月）～9月5日（木）

<テーマ>

- ◇身近な生活の中から、人権尊重の生き方を考える。
- ◇さまざまな人権課題について正しく認識し、その解消の
方途を考える。
- ◇ともに生きる明るい社会のあり方を考える。
- ※ 一般的な5・7・5形式に限りません。キャッチコピー的なもの
でもかまいません。36文字以内で自由に作成してください。

《問い合わせ》 人権共生推進課
TEL：559-5148 FAX：563-7776

《共通事項》

応募資格 市内に在住または在学・在勤している人

入賞発表 「人権と共生社会を考える市民のつどい」（12月7日（土）郷の音ホールにて開催）